# 給付奨学金継続説明資料

## はじめに~

現在、受給している奨学金(給付奨学金)を、次年度も継続して 受給するためにweb上で継続願を申請する必要があります。

※2023年3月支給期間満了者と奨学金「休止中」の者は 対象外です。

この奨学金継続説明資料をよく読んで期日までにweb申請を行ってください。

(期日を過ぎた場合は次年度の奨学金受給がストップします。奨 学金を停止したい場合も申請が必要です。)

### 1. 配布資料の確認

お手元に以下の資料(HP掲載)があるか確認してください。

- 1)「奨学金継続願」の提出(入力)手続きについて
  - ※こちらはweb入力する際の入力準備用紙です
  - ※修学支援新制度用と修学支援旧制度用があるので注意
- 2) 奨学金継続説明資料(本PDF)

### 2. 奨学金継続手続きの他に・・・

高等教育修学支援新制度の適用を受けている学生は、給付奨学金の他に授業料免除の適用も受けています。

区分	給付奨学金額(月額)		授業料免除
	自宅通学	自宅外通学	<b>汉未</b> 代尤际
第I区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円 (II,I00円)	22,300円	I/3免除

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、 上表のカッコ内の金額となります。

授業料免除も継続するためには授業料免除継続申請用紙も必ず提出する必要があります!(HPに様式掲載)

### 3. 奨学金継続手続きをする前に・・・

継続手続きは保護者ではなく、ご自身で必ず行ってください。 例年保護者から入力に関するお問い合わせをいただいていますが、 契約者本人であるご自身が学生生活の状況や学修の状況等を入 力するようお願いいたします。

※親に入力作業をしてもらったので知りません、といったことの ないようにお願いいたします。

### 4. 「奨学金継続願」の提出について

#### 奨学金継続願をスカラネット・パーソナルにてweb申請します

※「D-奨学金振込みの継続の確認」で「奨学金の継続を希望します」を選択してください。

誤って「継続を希望しません」を選択すると、4月以降奨学金が停止します。

提出期間: 令和4年12月15日(木)から

令和5年 1月31日(火)まで

【入力可能時間8:00~25:00】

※12月29日(木)から2023年1月3日(火)を除く

期限内に提出されない場合は、

「廃止(奨学生としての身分消失)」と認定されます。

※1月中旬以降は授業科目が試験期間に入る学生が多数です。 締め切り間近ではなく、余裕をもって提出してください。

### 5. 「奨学金継続願」入力準備用紙の作成

#### G-学生生活の状況(記述式)

- ・文章は120文字以上書いてください。
- ※ 文章が短い場合は再度書き直していただくことになります。
  - 例)・部活・サークル活動・課外活動について
    - ボランティア活動について
    - ・学業について
    - インターンシップで学んだことについて
- ※ 詳細な状況を説明することで120文字以上の文章を作成できます。

### 6. 奨学金継続願の提出方法

継続手続は、スカラネット・パーソナルの個人用画面から行います。スマホでの動作保証はしませんので、必ずパソコンを使用してください。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/login\_open.do



ユーザID・パスワードを入力 してログインしてください。

### 6. 奨学金継続願の提出方法

「奨学金継続願提出」を選択し、該当する奨学生番号を選択します。「奨学金継続願」入力準備用紙に記入した内容を入力します。

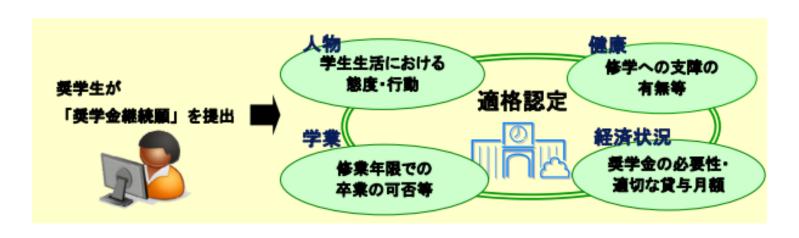


- ・「返還の義務を自覚していない」を選択すると「廃止」となりますので、誤入力に注意してください。
- ・入力内容を確認した上で「奨学金継続願情報一覧」を印刷し、受付番号(16桁)も印刷してください。
- ・貸与奨学金も借りている人は貸与奨学金の継続申請も必要です。(修学支援新制度の第 I 区分、第 II 区分に該当し、第一種貸与奨学金がストップしている人も該当します)

### 7. 適格認定

「奨学金継続願」を提出し、奨学金の継続貸与を希望する方を対象に適格認定を行います。

適格認定とは、「人物」、「学業」、「健康」、「経済状況」を総合的に判断し、奨学金継続の可否等を判断するものです。(奨学金継続願を提出したからといって、4月以降も奨学金の貸与を受けられるとは限りません。)



### 7. 適格認定

【適格基準の区分】

※今年度の取得単位数が標準修得単位数の9割以下の場合は、 原則、「廃止」・「停止」・「警告」のいずれかになります。

廃止:奨学生としての身分の消失(継続願未提出/留年)

4月以降の 振込なし

停止: 奨学金の交付を停止(1年以内)(留年)

警告:次年度の適格認定時の学修状況等により

「停止」又は「廃止」になることもある

4月以降も 振込あり

継続:奨学金の交付を継続

「継続」以外の判定になった場合は、4月中旬以降に面談を行います。 「警告」者で呼び出しに応じない場合は「停止」に判定を変更することがあります。

### 8. 学生支援課からの連絡

「奨学金継続願」の申請について、ご不明な点がある場合は下記連絡先にお問い合わせください。

また、「奨学金継続願」の訂正が必要な場合は、学生支援課から学生に電話をかけるか、ポータルサイトに登録されているメールアドレスにメッセージを送ります。

連絡先:学生支援課 此川·金井 TEL 0155-49-5310·5307 メール shogaku@obihiro.ac.jp

### 9. 今後の奨学金説明会等案内

毎年12月中旬から翌年下旬までの間に継続願をweb申請する必要があるので注意しておくこと。

- ※継続希望しない場合でも、継続願(停止の届出)が必要!
- ※12月上旬になったらポータルサイト掲示板等で詳細を確認すること

掲示板の見逃しが多発しています! 奨学生のうちは、必ず毎週 | 回は掲示板を確認してください (ご自身の不利益に繋がります。)